

## 法人市民税に関する Q&A

皆様からお問い合わせをいただくことが多い法人市民税に関する質問とその回答についてご紹介します。

### 質問1 事務所、事業所または寮等とはどのようなものですか？

#### 回答

事務所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

#### ①寮等とは…

寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これに類するもので、法人が従業員の宿泊、慰安および娯楽などの便宜を図るために常時設けている施設をいいます。  
(ただし、独身寮などの特定の従業員の居住のための施設は含まれません。)

なお、事務所、事業所または寮等については、それが自己の所有に属するものかどうかは問いません。

#### ②人的設備とは…

事業に対して労務を提供することにより、事業活動に従事する自然人をいい、労務契約を結んでいる正規従業員のみでなく、法人の役員、アルバイト、パートタイマーなども含まれます。

#### ③物的設備とは…

事業活動を行うために人為的に設けられた有形の施設であり、事業に必要な土地建物や機械設備など、事業を行うために必要な設備を設けているものをいいます。

### 質問2 村上市内に事務所等を開設・廃止したり、届出事項に変更があったりしたときにはどんな届け出が必要ですか？

#### 回答

村上市内に新たに事務所等を開設した場合は『法人の設立・設置申告書』を、事務所等を廃止した場合や届出事項に変更があった場合は『法人の異動（変更）申告書』を提出してください。

なお、法人の設立・設置申告書や法人異動（変更）申告書には、法人登記簿の写し（異動事項等が分かるもの）、定款の写しを添付してください。

**質問3** 事業年度の途中で事務所等を開設又は廃止した場合の均等割の計算方法はとなりますか？

**回答**

村上市内に事務所等が所在していた月数に応じて、月割りの方法により計算します。月数は、暦に従って計算し、村上市内に事務所等が所在していた月数が1月に満たない場合は1月とし、1月に満たない端数を生じた場合は切り捨てます。

**質問4** 赤字等で法人税（国税）がかからなかった場合でも、法人市民税の申告と納付が必要ですか？

**回答**

法人税（国税）がかからなかった場合でも法人市民税の均等割は課税されますので、法人市民税確定申告書と均等割の納付が必要となります。